

いすみ市商品開発支援事業補助金交付希望者募集要領

いすみ市商品開発支援事業補助金交付決定者の選定については、本募集要領によるものとする。

1 事業名

いすみ市商品開発支援事業

2 目的

アイデアはあるが開発資金が不足している事業者等に対し、地域経済の活性化及び6次産業化を促進することを目的として、商品開発を行おうとする事業者等を募集する。

3 担当部署

〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400-1

いすみ市役所 水産商工観光課 水産商工・地域開発班

TEL 0470-62-1119

E-mail suisan@city.isumi.lg.jp

4 申込書等の提出方法等

商品開発を行おうとする事業者等は、以下に従い商品開発支援事業希望者申込書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年6月30日（火）午後5時
- (2) 提出場所：上記3の担当部署に同じ
- (3) 提出方法：窓口への持参、メール、郵送（提出期限必着）のいずれか
- (4) その他：募集希望者申込書以外の資料については、任意提出とする。

5 交付決定者選定に係る審査に関する事項

- (1) 審査については、商品開発支援事業希望者申込書及び任意資料を基に提案を行い、事業概要等について審査する。
- (2) 採用については、別に定める審査要領に基づき審査を行い、得点が高い提案を採用とする。
- (3) 審査会は、以下の日程で実施する。
 - ①日時・場所：令和8年7月8日（水）
いすみ市役所大原庁舎 301会議室
千葉県いすみ市大原 7400-1
 - ②所要時間：1件30分程度（プレゼンテーション20分、質疑10分）
 - ③機材等：審査会のプレゼンテーションに必要な備品（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）はいすみ市が用意する。
 - ④提出物等：プレゼンテーションにおいては、使用する資料（紙資料は1部で良い。）

及びデータは、下記の期限までに持参又は郵送により提出すること。

提出期限：令和8年7月3日（金）午後4時

⑤留意事項：審査会において、上記提出期限までに提出された資料以外の提示、配布は認めない。

(4) 審査結果については、補助金交付決定者が選定され次第、速やかに全ての交付申請者に対して通知する。

6 その他

(1) 本年度の補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内の額で、1事業者につき100万円を上限とする。

(2) 開発する商品は、いすみ市内で生産された農水畜産品を活用したものとする。

(3) 「いすみ市商品開発支援事業補助金交付要綱」第4条の対象経費に定める(1)設備費のうち、以下に係る費用は対象外とする。

- ・ 急速冷凍機
- ・ 真空包装機

(4) 補助金交付決定者選定後の各種申請書等の提出については、いすみ市商品開発支援事業補助金交付要綱に定めるとおりとする。

(5) 審査会終了後、本募集要領等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 選定を受けた者は、補助金の交付決定日より3年以内に、市内で開催されるイベントへの出店、若しくは市内の店舗において、開発した商品の販売を行うこと。

(7) 選定を受けた者は、補助事業終了後、当市にて追跡調査を実施する必要があるため、回答すること。また、これ以外においても販売状況について変更や追加事項があった場合は、随時報告を行うこと。

(8) 本事業で開発した商品や事業者の情報、また販売状況については、いすみ市公式ホームページや、市が発行する広報誌「広報いすみ」への掲載を行うものとする。